

## 初診時・時間外選定療養費の徴収について

当院では、患者さまが初診時に他の医療機関からの紹介状をお持ちでない場合には、『初診時選定療養費』のご負担を従前よりお願いしておりますが、令和7年10月よりその料金を5,500円（税込）とさせていただきます。

※ 厚生労働省は「初診の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関の機能分担を推進しています。この方針に基づき、200床以上の病院に対し、初診時に紹介状を持参されない場合は選定療養費を負担していただくことが認められております。

また、時間外の受診（夜間・土日・祝日・年末年始）につきましても診療費とは別に『時間外選定療養費』として令和7年10月より5,500円（税込）のご負担をお願いすることといたします。

※ 当院の救急外来は、入院を必要とするような重症の患者さまや、緊急の処置・対応が必要な患者さまを最優先に24時間体制で診療しています。しかし、時間外に受診される患者さまのなかには、緊急性の低い軽症の方が少なからずおられるため、重症患者さまへの迅速な対応に支障を来す場合があります。このような状況を少しでも改善するために受診の結果、緊急受診の必要が低いと判断した患者さまには『時間外選定療養費』をご負担していただくことといたしました。

ただし、以下に該当する患者さまはご負担いただく必要はありません。

### 【初診時選定療養費】

- ・ 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- ・ 緊急のため救急車などで搬送された方
- ・ 生活保護法による医療扶助の対象となっている方
- ・ 特定の疾患や障害などで各種公費負担を受給されている方
- ・ 初めての受診科であるが当院で別の診療科に通院されている方
- ・ 当院で健康診断等を受け、その結果により受診が必要な方

### 【時間外選定療養費】

- ・ 他院からの救急外来受診のための紹介状をお持ちの方
- ・ 緊急のため救急車などで搬送された方
- ・ 救急外来で受診後、そのまま入院となった場合
- ・ 生活保護法による医療扶助の対象となっている方
- ・ 生活保護法による医療扶助の対象となっている方

- 診察後入院となった場合
- 当院で治療中の疾患において、注射・処置等のための救急外来を受診するように指示された方

何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。